

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **須崎市** (都道府県: **高知県**)  
 本事業の担当部局名 **企画情報課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	須崎市結婚新生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table> 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,800,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通                  本市においては、第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月改定)において、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標の一つとして定め、総合的な取組みを進めている。重点目標として位置付ける合計特殊出生率は1.58(令和4年度)で、コロナ禍を経て、妊娠数、出生数共に減少しており、数値としては全国平均より高いものの、高幡近隣市町村の中では低い値となっている。そのため、結婚・出産・子育て支援として既存事業の継続とさらなる充実を図る必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通                  過年度に引き続き、「出会いと結婚応援団」等を活用した独身男女の出会いのきっかけづくりの推進や出産・子育て支援を継続的に実施する。また、結婚新生活応援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  本個別事業を第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略内における基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に該当する事業と位置づけ、経済面からの結婚支援を実施し、多面的な結婚支援を展開する。</p>						
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>						
	<b>【補助対象要件】</b>						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	<b>【補助上限額】</b>						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円			
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合					
<b>【対象費目】</b>							
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用				
<b>【継続補助】</b>							
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span>							
<b>【その他独自要件】</b>							
5年以上本市に定住する意思があること							

2. 申請見込

①新規世帯見込	16	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	8	世帯		

【世帯数積算根拠】

【当初申請】

・29歳以下の世帯については、令和4年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数4件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。  
 ・その他の世帯については、令和4年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数12件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。  
 29歳以下: 4世帯(申請見込) × 600千円(補助上限額) = 2,400千円  
 上記以外: 5世帯(申請見込) × 300千円(補助上限額) = 1,500千円  
 合計 2,400千円 + 1,500千円 = 3,900千円

【実績見込】

・令和5年度の39歳以下の婚姻件数29件のうち所得500万円未満の世帯を抽出。  
 29歳以下: 8世帯(申請見込) × 300千円(補助上限額) = 2,400千円  
 上記以外: 8世帯(申請見込) × 300千円(補助上限額) = 2,400千円  
 合計 2,400千円 + 2,400千円 = 4,800千円

【増額分】

4,800千円(実績見込) - 3,900千円(当初申請) = 900千円

【変更理由】

当初申請時には、本事業の支給対象見込世帯数(所得500万円未満、夫婦ともに29歳以下、夫婦ともに39歳以下)を令和4年度の所得及び課税の状況から算出していた。  
 令和6年5月に、令和5年度の所得及び課税の状況から改めて算出しなおしたところ、当初申請時(29歳以下: 4世帯、左記以外5世帯、計9世帯)よりも、支給対象見込世帯数が増加(29歳以下: 8世帯、左記以外8世帯、計16世帯)することが見込まれた。  
 このように当初申請時よりも、令和6年5月時点において支給見込世帯数が増加する見込みとなったことから、29歳以下の支給上限額を引き下げ、かつ追加で予算措置をすることによって、より多くの世帯に支給できるように改める。

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	8	世帯	×	300,000	円 = 2,400,000 円
(その他)	8	世帯	×	300,000	円 = 2,400,000 円
				(継続補助)	
				左記上限額のとおり	

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込		世帯
~12月(実績)		世帯
1月~3月(見込)		世帯

3. 広報の実施予定

須崎市ホームページ、広報誌への掲載のほかSNSを活用し、周知を行う。

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率の増加(重点目標)		1.72 (令和6年)	1.58 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.58 (令和3年)		
	婚姻件数	件	63 (令和3年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	-
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	-
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	-	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	高知県のホームページにおいて、本事業の紹介に加えて、須崎市ホームページの結婚新生活応援事業にかかるページにリンクを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	対象世帯の利用頻度が多いと考えられる市内の量販店にてチラシの配布を依頼する。市内の不動産業者に配架依頼を行うことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				